

国における科学技術・イノベーション基本計画策定等の進捗状況について

I 科学技術・イノベーション基本計画

1 内閣府の状況

科学技術・イノベーション基本計画の内容は、内閣総理大臣からの諮問を受け、内閣府総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）が策定し、答申することとなっている。

総合科学技術・イノベーション会議は、平成 31 年 4 月の諮問を受けて、次期基本計画についての調査・検討を行うために、基本計画専門調査会（会長：上山隆大総合科学技術・イノベーション会議議員）を設置した。基本計画専門調査会は、令和元年 8 月から検討を重ね、令和 2 年 8 月 28 日付けで「科学技術・イノベーション基本計画の検討の方向性（案）」を取りまとめた。次の 3 つを柱とし、人文・社会科学と自然科学を融合した「総合知」による新たな価値創出やデジタル・トランスフォーメーション等に向けた取組を進めるとしている。

- ・ Society 5.0 を実現するための社会変革を起こすイノベーション力の強化
- ・ 知のフロンティアを開拓しイノベーションの源泉となる研究力の強化
- ・ 新たな社会システムに求められる人材育成と資金循環

基本計画専門調査会は、現在の案に具体的施策や達成度目標、評価指標等を盛り込み、令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月までにパブリックコメントを募った上で、答申案を取りまとめる予定である。総合科学技術・イノベーション会議が答申を正式に決定した後、科学技術・イノベーション基本計画が閣議決定される。

2 文部科学省における検討

文部科学省は、総合科学技術・イノベーション会議での検討に先立ち、平成 31 年 3 月、科学技術・学術審議会に総合政策特別委員会（主査：濱口道成国立研究開発法人科学技術振興機構理事長）を設置した。同委員会は、平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの間、10 回にわたり調査検討を行い、令和 2 年 3 月 26 日付で「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—（最終取りまとめ）」を取りまとめた。

3 外部機関からの提言

学術、経済、産業等の各界から提言が寄せられている。主なものは次のとおり。

- ・ 日本学術会議「第 6 期科学技術基本計画に向けての提言」（R1.10.31）
- ・ 産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会「中間とりまとめ 2020：未来ニーズから価値を創造するイノベーション創出に向けて」（R2.5.29）
- ・ 産業競争力懇談会「第 6 期科学技術基本計画に向けた提言」（H31.2.15）
- ・ 同上「第 6 期科学技術基本計画に向けた提言《第 2 提言》」（R2.2.20）
- ・ 同上「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた提言《第 3 提言》」（R2.7.9）
- ・ 電子情報技術産業協会技術戦略委員会「Society 5.0 社会実装で世界を先導するイノベーション先進国に向けて～第 6 期科学技術基本計画への JEITA 提言～」（R2.3.27）
- ・ 日本経済団体連合会「Society 5.0 の実現に向けた「戦略」と「創発」への転換～政府研究開発投資に関する提言～」（H31.4.16）
- ・ 同上「Society 5.0—第 6 期科学技術基本計画に向けて—」（R2.3.27）
- ・ 新経済連盟「「科学技術」政策のアップデートに向けた政策提言」（R1.12.20）

II 「知的財産推進計画2020」関連

「知的財産推進計画2020」（令和2年4月20日閣議決定）には、次の事項が盛り込まれており、具体的な検討が進められつつある。

1 絶版等資料へのアクセスの容易化、図書館資料の送信サービス等

・絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

文化審議会著作権分科会法制度小委員会に設置された「図書館関係の権利制限規定の在り方に関するワーキングチーム」が、令和2年8月から、絶版等資料へのアクセスの容易化や図書館資料の送信サービス等について検討を進めている。同年11月に一定のとりまとめを行い、その後、パブリックコメントも経て、次期通常国会に法律案を提出すること等を目指している。

・デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

知的財産戦略本部構想委員会コンテンツ小委員会に設置された「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」が、令和2年9月に検討を開始している。

2 デジタルアーカイブ（国立国会図書館担当事項）

・デジタルアーカイブの構築・共有と利活用の推進のため、その基盤となるジャパンサーチ正式版を公開し本格運用を開始すると同時に、ユーザビリティの向上のために改善改修を継続しつつ、持続可能な運営・運用体制の構築を図る。

・ジャパンサーチの広報及びデジタルアーカイブの利活用促進のために、産学官フォーラム等を通して、利活用者側と構築側の情報共有や意見交換を行う。

・関係府省と連携しながら、利活用モデルの創出、つなぎ役の役割や支援策、地域アーカイブとの連携、法的規制との調和、多言語化対応等、利活用機会の拡大および課題について検討を行う。

令和2年8月にジャパンサーチ正式版を公開し、9月に産学官フォーラムを開催した。デジタルアーカイブの構築の推進やジャパンサーチの運営・運用は、引き続き（令和5年9月まで）、知的財産戦略担当の内閣府副大臣を議長とし、関係省庁等で構成されるデジタルアーカイブジャパン推進委員会、また実務者検討委員会が担うものとされた。なお、議論を深化させるため、実務者検討委員会の下に、①デジタルアーカイブ推進の全体的な課題を議論する全体戦略ワーキンググループ、②ジャパンサーチの課題を議論するジャパンサーチワーキンググループが設置されることになった。